

本事業の流れ



1. 事業者との契約交渉（利用者⇔事業者）

【利用者の注意点】

- ・厚労省の定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえて契約してください。
- ・都の指定する「ベビーシッター利用料助成事業認定事業者」と契約締結します。
- ・契約事業者に「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」とお伝えください。
- ・派遣されるベビーシッターが、区の求める要件を満たすことを確認してください。

2. ベビーシッターの利用（利用者⇔事業者）

【利用者の注意点】

- ・兄弟姉妹等で利用する場合は、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらってください。
- ・共同保育を利用する場合は、一人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です。

3. 助成金申請（利用者⇒区）

申請スケジュール

対象月	申請期限	入金予定日
令和4年4月～6月	令和4年7月15日（金）	令和4年8月末
令和4年7月～9月	令和4年10月14日（金）	令和4年11月末
令和4年10月～12月	令和5年1月13日（金）	令和5年2月末
令和5年1月～3月分	令和5年4月14日（金）	令和5年5月末

<提出書類>

- (1) 補助金交付申請書兼請求書（提出書類①）
- (2) 利用内訳表（提出書類②）
- (3) ベビーシッター要件証明書（提出書類③） ※利用したベビーシッターごとに作成
- (4) ベビーシッター事業者が発行した領収書コピー（提出書類④）
- (5) ベビーシッター事業者が発行した利用明細（提出書類⑤）
（児童名、利用日、利用時間、金額等の明細が分かるもの）

4. 補助金交付（区⇒利用者）